

13'6/13 (印)

平成24年(ワ)第872号, 1075号, 第1573号 損害賠償請求事件

原告 第872号事件 岡崎クニ子 外141名

第1075号事件 岩城信義 外99名

第1573号事件 松永卓也 外55名

被告 いずれも北九州市

準備書面 (2)

平成25年6月11日

福岡地方裁判所小倉支部第3民事部合議係 御中

被告北九州市訴訟代理人弁護士 中野昌治
同 弁護士 清成 真



第1 原告ら準備書面3の第3に対する認否及び反論

1 「同1」について

タウンミーティングにおいて、現地処理派から「命の森の防潮堤構想」(正しくは、「いのちを守る森の防潮堤」構想)に関する動画放映の要請があったものの、これを被告北九州市が実施しなかったことは認める。

ところで、当該構想について宮城県議会が全会一致で決議した内容は、当該構想実現のためには、法律や技術上の課題が多くあることを認識しつつ、宮城県当局に対し、国や市町との協議調整を積極的に取り組むよう要望するものである(甲28)。

これに対し、宮城県知事は当該構想について、生活環境の保全の上から、また、

技術的な見地から、細かな木くず等を防潮堤の盛り土材とすることは困難との考えを示しており、実際に今日に至るまで実施されておらず、具体的な計画やその準備もなされていない。かかる何ら具体化されていない構想に関する動画をタウンミーティングの場において放映することの当否については、種々の意見が存するのであり、被告北九州市が、放映を見合わせる旨の判断をしたことについて、非難されるべき理由はない。

おとしとのと自(か)ラ(ク)ー(テ)ス(ク)の目的は、

2 「同2」について

被告北九州市が行う風評被害防止対策が表現の自由を侵害しないことについては、被告北九州市準備書面(1)の第3の2において、すでに述べたとおりである。

なお、「検閲」とは、表現の発表前に審査して、表現の発表を禁止することを用い、被告北九州市が、根拠もなく無責任に発表された「デマ」による風評被害から関係者を守り、市民の知る権利の観点から適正な情報を発信していくことは、いかなる意味においても「検閲」にはあたらないことは、説明するまでもない。

3 「同3(2)」について

(1) 原告らは、反論アにおいて、「被告らの違法行為によって原告らに精神的苦痛が生じれば良いのであって、それ以外の特別な因果関係（この言葉で被告らが何を言おうとしているのか不明であるが）など不要である。」と主張する。

しかしながら、そもそも、被告北九州市は「特別な因果関係」などという言葉を使用しておらず、また、「特別な因果関係」が必要であるとも主張していない。被告が指摘しているのは、「条件関係」、「相当因果関係」の有無である。

(2) 原告らは、「生命・身体の安全に脅威を及ぼす違法行為があれば、通常の人であればその苦痛を被ることは、経験則上当然のこと」と主張するが、被告北九州市が問題にしているのは、原告らが主張する地方自治法違反であると